

事 務 連 絡
令和7年11月25日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
常務理事 石 田 信 夫

足場板等の金属製物品を被害品とする盗難防止対策について

平素は、当会の業務運営についてご高配賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、金属製物品を被害品とする窃盗（金属盗）のうち、令和6年の足場板の認知件数については令和2年と比べて約2倍に増加していることを受け、国土交通省から、別紙のとおり盗品の疑いがある金属製物品の流通防止について協力要請がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に対し、盗難防止対策に努めていただきますようお願いいたします。

【全建宛】

足場板等の金属製物品を被害品とする盗難防止対策について（周知）

【別紙1】

盗品の疑いがある金属製物品の流通防止について（御依頼）

【別紙2】

足場板等の金属製物品を被害品とする盗難防止対策について（協力依頼）

以 上